

井林

いばやし

たつのり

—通信 第六十九号—

自由民主
LIBERAL & DEMOCRATIC

発行所：自由民主党本部
東京都千代田区永田町1-11-23
電話：東京03 (3581) 6211 (代)

自由民主党
静岡県第二選挙区支部
〒426-0037
藤枝市青木3-13-8
TEL 054-639-5801
FAX 054-639-5802



Mail office@t-ibayashi.com
井林たつのり国会事務所
〒100-8981
東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館919号室
TEL 03-3508-7127
FAX 03-3508-3427

所有者不明土地 委員会就任！

等に関する特別委員会

自由民主党 政務調査会

公式「LINE」開始！
登録お願いします！



衆議院議員 井林たつのり

昭和51年7月18日生、藤枝市本町在住
本籍：榛原郡川根本町(お茶農家)

【経歴】京都大学工学部卒業、同大学院環境工学修士
平成14年より国土交通省勤務、平成22年6月退官
平成24年12月初当選(五期目)

平成28年 8月環境・内閣府大臣政務官
令和 3年11月自民党 財務金融部会長

令和 5年 9月内閣府副大臣
令和 6年11月衆議院財務金融委員長
静岡県サッカー協会中西部支部 会長

【家族】妻・長女・次女

【趣味】野球、水泳【好物】焼魚、白米、お茶

ポスター掲示を
お願いします。



所有者不明土地等対策における 私たちの主な成果

★これまでに計8回のとりまとめを政府に提言

★関連法案は実に10本の成立

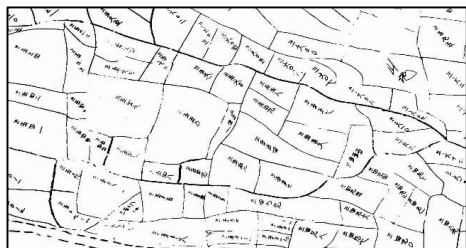
- ・相続した土地を一定の要件(負担金の納付等)で国が引き取る制度の実現
⇒ 開始8か月余りで、既に1,186件の引取実績
- ・所有者不明土地を公園等として 地域のための事業に利用できる制度の創設
- ・所有者不明土地の発生防止のため、民法の抜本的な改正を行い、相続登記の義務化を実現
- ・土地の境界の確定を推進(法務局地図作成事業約182km²(※)、地籍調査約5,847km²の進捗(R29~R5年度)) ※約300億円の経済効果と推計。
(出典:法務省資料より)

道路整備などの公共事業を妨げる所有者不明土地の処理の迅速化を図ります。



etc...

明治から変わらない公図(登記簿に付属する地図)を更新しています。



判明分だけで相続人148人

出典:国土交通省資料より

これまでの経緯

背景

- 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や土地の所有意識の希薄化
- 相続時の未登記による現在の所有者と登記上の所有者の乖離

所有者不明土地※の増加

※ 不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない又は判明しても連絡がつかない土地

H29年度(当時)地籍調査における所有者不明土地の割合

不動産登記簿上所有者の所在が確認できない土地	約22%
探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地	0.44%

- 公共事業の用地買収、災害復旧・復興事業や民間の土地取引等に大きな支障
- 管理の放置による環境の悪化



所有者不明土地の利用・管理の適正化、登記制度・土地所有権、土地所有者の責務のあり方、農地・林地の扱いなど多岐にわたる対策が必要

党・有識者・政府における検討

党での検討

- 各種議員懇談会等が行われてきたが憲法・民法抜本改正となり政策が進まない時期が長く続く
- 「所有者不明土地等に関する特命委員会」(野田毅委員長)発足 (R2.10 特別委員会に格上げ)→毎年、政府に対して提言を実施

井林たつのは、事務局長として
素案作成から、議論とりまとめまでを行ってきた
この度、特別委員会の委員長に就任！

有識者の動き

- 「所有者不明土地問題研究会」(増田寛也座長、加藤勝信顧問)発足 (H29.1)
→H29.12、H31.1に相続登記義務化や所有権放棄等について提言

政府の検討

- 「所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議」(H30.1～)

これまでの主な取組み①

1. 所有者不明土地を公共的目的のために利用を可能とする新しい制度の導入

→ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

(H30.6公布、H30.11、R1.6施行) ※ R4に改正・拡充

- ✓ 土地所有者の探索に多大なコストを要し、公共的な事業の円滑な実施が困難
- ✓ 所有者不明土地を地域住民等のために利用を可能とする仕組みが不存在

- 公共事業の所有者不明土地の収用手続を合理化・円滑化
- 地域住民等の福祉・利便の増進に資する事業について、知事の裁定で、所有者不明土地の利用を可能に
- 所有者探索について、公的情報の利用を可能に
- 長期間相続登記がされていない土地の相続人を登記に記録

→ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(H30.5公布、H30.11施行)

- ✓ 相続未登記農地等について、共有者の探索等がネックとなり集積・集約化を阻害

- 共有者の1人のみでも農業委員会の探索・公告手続を経て、農地バンクに長期間貸付を可能に

→ 森林経営管理法(H30.6公布) ※H31.4施行

- ✓ 所有者不明森林等が森林施業の集約化や適切な森林整備等に支障

- 森林所有者が不明な場合でも、市町村の探索・公告手続を経て、市町村に長期間経営管理権を設定可能に

2. 土地の基本制度(土地の基本理念や関係者の責務等)や地籍調査の迅速化等についての制度を改正

→ 土地基本法等の一部を改正する法律(R2.3公布、R2.4、R2.6、R2.9施行)

- ✓ 所有者の責務や土地の適正な「管理」に関する法律上の規定が不存在
- ✓ 立会いを求める所有者の所在が不明の場合、地籍調査(一筆ごとの土地の境界や面積等の調査)が困難

- 土地の適正な「利用・管理」に関する基本理念や土地所有者等の責務(登記等の権利関係や境界の明確化)を新たに規定
- 土地政策全般の政府方針として「土地基本方針」を創設
- 地籍調査の所有者探索に必要な情報利用を拡大、所有者の所在が不明な場合にも、筆界案の公告等により地籍図の作成が可能に
- 第7次国土調査事業十箇年計画(R2～R11年度)策定

これまでの主な取組み②

3. 民事基本法制の見直し等に先行し、表題部所有者不明土地の解消を図る制度を導入

→ 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律

(R1.5公布、R1.11、R2.11施行)

- ✓ 表題部所有者不明土地(※)は不明土地の中でも所有者の特定が特に困難

(※)の登記例

通常	●区●町●丁目●番●号 甲野太郎
例①	甲野太郎 <住所の記載なし>
例②	大字霞ヶ関 <大字名・集落名のみ字持地>
例③	甲野太郎他○名<○名の名前がない記名共有地>

- 登記官に所有者探索に必要な調査権限を付与、探索結果を登記簿に反映させる規定の整備
- 探索の結果、所有者を特定できなかった土地について、適切な管理を可能とする新たな財産管理制度の創設

4. 所有者不明土地の発生予防と、土地利用の円滑化の両面から、総合的に民事基本法制を見直し

→ 民法等の一部を改正する法律(R3.4公布、R5.4、R6.4、R8.2、R8.4施行)

→ 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

- ✓ 相続登記や住所変更登記がされず所有者不明土地が発生
- ✓ 相続等で土地を望まざり取得した所有者の負担感が増大

<所有者不明土地の発生を予防する方策>

- 相続登記・住所等の変更登記の申請を義務付け
- 申請者の手続負担の軽減策や登記漏れの防止策を措置
- 相続等で取得した土地について、一定の要件の下で土地所有権を国庫に帰属できる制度(相続土地国庫帰属制度)の創設

- ✓ 共有者の一部が不明である場合、同意が得られず土地の利用・処分が困難
- ✓ 不明土地について、財産管理制度の活用や隣地所有者等による利用が困難

<土地利用の円滑化を図る方策>

- 裁判所の関与の下、不明共有者以外の共有者での意思決定を可能とする制度や金銭供託により不明共有者と共有関係を解消する制度の創設
- 所有者不明土地の管理に特化した財産管理制度の創設、ライフライン設備の設置等のために他の土地を使用する権利を明確化し、隣地所有者不明状態にも対応

これまでの主な取組み③

5. これまで制定・改正を行ってきた各法律の施行後の課題を踏まえた法改正

→ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律
(R4.5公布、R4.11施行)

- ✓ 地域福利増進事業の改善
- ✓ 管理不全の所有者不明土地への対応
- ✓ 取り組み体制の構築

- 地域福利増進事業の拡充(対象事業の拡充、事業期間の延長等)
- **管理不全状態**の所有者不明土地について、市町村長による**勧告・命令・代執行**を可能とする制度の創設
- 所有者不明土地の適正な利用・管理等に取り組む法人の指定制度の創設

→ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (R4.5公布、R5.4施行)

- ✓ 所有者不明農地を含む農用地の集積等の必要

- 農地バンクに対する所有者不明農地の**貸付けに係る制度の拡充**(貸付期間の上限引上げ(最大20年→最大40年)、農業委員会の探索後の公示期間の短縮(6か月→2か月))

→ 第13次地方分権一括法(住民基本台帳法の改正)(R5.6公布) ※R5.9施行

- ✓ 土地所有者探索において、住民票の写し等の添付が必要で、事務負担等が大きい

- 住民基本台帳法上の住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に、所有者不明土地法等に基づく事務を追加することで、事務負担等が解消

6. 所有者不明土地等対策の今後の方向性

- ・ 老朽化したマンション建替えを推進するため、一定の手続きのもと所在不明者を集会決議の母数から除外する制度の創設や、マンションの新たな再生手法の創設等を目指します。
- ・ 森林経営管理制度についても、所在者不明森林の特例手続の迅速化などを図るための制度改正を目指します。

井林たつのりの基本的考え

所有者不明土地問題は、不動産が負動産になりつつある日本の大きな政策課題です。しかし、当選当時の自民党での会議は「憲法二十九条 財産権は、これを侵してはならない」の条文を改正すべき！と議論に行きつき、行政も関係団体も諦めの雰囲気が出て、事態は深刻化していきました。

平成29年に、野田毅衆議院議員を委員長に頂いた「自民党 所有者不明土地等に関する特命委員会(後に特別委員会に格上げ)」では

- ①やれることからやる(通達やガイドライン改正等)
- ②年に一本法律を出す
- ③財産権保護のため供託を活用
- ④完璧でなくても、一步一步改善

こうした基本方針の下、関連法律を10本成立させ、所有者不明土地問題は大きく前進したと思っています。しかし、まだまだ多くの課題や乗り越えなければならない問題は数多くあります。

憲法の権利は絶対ではありません「第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」憲法の理念を尊重し取り組みます！

“井林たつのり”のスマイルメッセージ

第1・第3・第5<水曜日>FM島田(76.5MHz)

放送; 8:10~

再放送; 18:35~

サマーラジオ、YouTube、ポッドキャストでも

井林たつのりに力を与えてください！

～自民党入党のお願い～

派閥が解散したので、今後の人事は、集めた党員の数で評価されポストが与えられることになりました。自民党の為ではなく「井林たつのり」の政策実現に、お力を与えてください。党費は年4000円(家族党員2000円)です。下記FAX頂くか、電話(054-639-5801)又はメール(office@t-ibayashi.com)でお伝えください。

FAX 054-639-5802

お名前 _____

※入党は個人名のみとなります。

住所 〒 _____

TEL/FAX _____

生年月日 _____



令和5年の党員獲得
優秀表彰を頂きました！

次期参議院議員選挙に自民党公認

まきの

牧野たかお

参議院議員
インタビュー

参議院選挙に四期目を目指す「牧野たかお」参議院議員の想いをお伝えします！

井林代議士も私も皆様大変お世話になりながら、国会議員としての活動を続けられていることを深く感謝申し上げます。現在、井林代議士は衆議院の財務金融委員会委員長、私は参議院の議院運営委員会委員長がそれぞれ主たる仕事です。

各世論調査を見ますと、昨年の衆議院選挙で自公の与党が過半数割れしたことで生じた少数与党の下の国会審議の方が、緊張感があり議論が活発になって良い結果を生み出すとの回答が上回っています。緊張感が増すことを否定するものではありませんが、全てにおいて良い結果に結びつくとは限りません。

通常国会の与党側の最大の使命は、3月の年度内での次年度予算の成立です。成立できない場合は、国から交付税や補助金、交付金が県や市町村に交付されないため、4月1日から地方の行政機関の機能がストップしてしまいます。予算案は衆議院で可決されて参議院に送付されますが、通常衆議院の採決が3月の冒頭ぐらいで、これを過ぎると参議院の審議時間の確保が難しくなります。

また、予算は財源と一体です。令和7年度の一般会計約115兆円の予算の財源のうち、約29兆円が国債等です。予算案を可決するために野党の要求する政策を受け入れて予算案を修正することもありうると思いますが、その場合でも予備費の範囲内で財源に充てるものしか受け入れられないと考えます。何故なら、元々の政策の予算額を削って新たな政策へ付け替えることや新たな財源を作ること短期間では行えないからです。

今国会では、井林代議士が税制全般の審議をまとめる役目、私が全ての審議の出口である参議院の本会議の設定を行う役目を担っております。二人とも自らのミスで失敗することは政局につながりますから、緊張の連続です。熟慮は大切ですが、その一方で時間との戦いをしいられるのが国会です。その中で二人とも全力で使命を果たしていく所存です。

令和七年二月吉日

参議院議員 **牧野たかお**



【プロフィール】

- 出生：昭和34年1月1日 金谷町(現島田市)生まれ
- 学歴：県立島田高校 早稲田大学法学部卒業
- 職歴：テレビ静岡 報道記者(12年)
- 政治歴：県議会議員(3期) 参議院議員(現在3期目)
- 著書：「住民投票はなぜ否決されたのか」(ぎょうせい)
- 趣味：漬物・果実酒づくり
江戸時代研究(愛読書 鬼平犯科帳)